

題点をただしていくことといたします。

本法案は、内閣自らが定めた内閣提出法律案の国会提出期限に間に合わなかった今通常国会唯一の国会提出遅延法案でございます。

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本法案は、安全保障の観点から、重要施設等の周辺区域内の土地等がその重要施設等の機能阻害行為に使用されることを防止するため、区域を指定して調査や利用規制、事前届出制を実施しようとするものであります。

本法案の趣旨と必要性について理解はいたしました。ただ、法律の目的の達成のために実効性を確保する必要性があること、これらの規制が私権制限を伴う以上、規制対象を明示し、内容を最小限にとどめる必要があるということは言うまでもありません。

しかしながら、本法案においては、土地等の利用規制の実効性が乏しい上、衆議院段階の審議において政府答弁は法的安定性を欠き、条文には法で規定すべき内容がほとんど書き込まれていません。法律による行政の原理がないがしろにされている条文となっているため、本法案の背景や全体的な立て付けを確認した後、それぞれの条文の問題は三月九日と答弁があり、これは内閣自らが定

○政府参考人（松田浩樹君） お尋ねの今国会におきます予算関連法案につきましては、本年一月の閣議におきまして、政府として閣議決定の期限を二月九日としておつたところでございます。

○吉川沙織君 閣議で決めたのは一月十五日で、その日に議院運営委員会理事会も開会をされて、私も議運の理事会で一月十五日の日に予算関連法案の締切りは二月九日と内閣から聴取をいたしました。

では次に、非予算関連法案の国会提出期限はいつであったのかを内閣官房に伺います。

○政府参考人（松田浩樹君） 非予算関連法案の閣議決定の期限は三月九日でございます。

○吉川沙織君 一月十五日の議院運営委員会理事会において、この法案については非予算関連法案であると聴取をいたしました。

今、内閣官房から非予算関連法案の国会提出期限は三月九日と答弁があり、これは内閣自らが定

められた期限でござります。

では、実際にこの法案が国会に提出された日付について参議院事務局に伺います。

○参事（金子真実君） 三月二十六日でござります。

○吉川沙織君 この国会、六十本以上の法案が提出されておりますけれども、唯一、内閣自らが決められた期限に提出が間に合わなかつた法案でございます。

事実、三月九日の議院運営委員会理事会において、本法案のみ国会提出が遅れる旨、内閣から私自身も報告を受けました。

本年一月十五日の議院運営委員会理事会において内閣から国会提出予定として説明された法案のうち、唯一遅れたのがこの法案。では、なぜ、この法案、国会提出が遅れたのか、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣（小此木八郎君） 与党において様々な議論がされてきたものと承知しています。

もう少し突っ込んで申し上げれば、この国の安

全保障に関する厳しさが増してきたということを申し上げてまいりました。それを調査するということが一つの大きな目的でありますけれども、その調査する中で、先ほど委員がおつしやいましたように、国民の生活の私権の制限に関わることもあり得るということの議論がされてきたと承知し

ています。

熱心かつ丁寧に議論をいただいたところだと思いまして、三月二十六日の提出になつてしまい、提出期限を過ぎてしましましたことは国会に対し大変に御迷惑をお掛けしたと思っております。

○吉川沙織君 大臣から今、遅れた理由答弁いたしましたけれども、内閣提出法律案が国会に提出される前に、どの閣法においても与党審査がなされるのはすべからく当然のことであつて、そこで私権制限や安全保障のバランス、その期限までに与党内で協議して、期限に間に合うように出しが本来の閣法提出の在り方ではなかつたのではないかと存ります。

本年一月十八日に召集された今国会の会期末は、来週六月十六日です。与党内でも意見の隔たりがあり、協議が難航したために国会提出期限に間に合はず、今国会唯一の提出遅延となるほど課題が多い法案の審議入りについては、会期末が来週と迫る中、十分な審議期間の確保の観点からも問題です。

○国務大臣（小此木八郎君） まず、事実関係として、参議院事務局にこの法案が審議入りした日付について伺います。

○参事（金子真実君） 六月四日に参議院本会議において本法律案の趣旨説明聴取及び質疑が行われております。

○吉川沙織君 今、参議院事務局から答弁ござい

ましたとおり、審議入りは六月四日です。六月十

六日が会期末でございますので、二週間を切つている中であり、その審議入りは議院運営委員会で多数をもつて採決で決められたものです。

後議の院、先議は大体衆議の場合が多いです。後議の院であることが多い本院は衆議院に對して、十分な審議期間の確保について、歴代参議院議長が衆議院に申し入れたり、参議院改革協議会でも議論されたりしてきました。

○参事（金子真実君） お答えいたします。

参議院の審議期間の確保につきまして、昭和四十八年三月十九日及び昭和四十九年五月十日、各会派代表者懇談会での論議を踏まえ、議長が衆議院に対し、二十日間の参議院の審議期間の確保についての配慮方を口頭で申し入れております。

また、昭和五十七年一月二十四日の参議院改革協議会の答申において、「審議を充分尽くすため、重要議案の参議院における審議期間は、原則として最低二十日間を確保する。」とされております。

また、平成八年十二月十六日の参議院制度改革検討会の答申において、「充実した審査及び調査を行うには、審議時間を十分に確保すべきである。特に重要議案については、これまでも二十日間の審議日数の確保を衆議院に申し入れてきたところであるが、改めて衆議院にこの旨の確認を求める

必要がある」とされております。

以上でございます。

○吉川沙織君 本院は参議院でございます。衆議院が優越する事項も多うございますが、中でも二院制を取つておる我が国において、参議院で熟議の府、良識の府として、様々な課題や問題点があるのであれば、まず充実した審議期間がなくてはそれにはかないません。

今、参議院議事部長の答弁の中で、特に重要議案という、こういう言葉がありました。現在、衆議院で使用されております重要広範議案という概念は平成十一年以降のもので、今参議院事務局から答弁があつた当時にはなかつた概念です。本法案は、規制が私権制限を伴うこと、その規制対象が条文に明示されていないことなど、問題や課題が多く、充実した審議期間の確保は必須であり、特に重要な議案であると言つて過言ではないと思います。本法案の提出は残念ながら遅延し、会期末は来週に迫る中、内閣委員会としては今日が初めての審議であり、十分な期間、会期延長していただければいいですけれども、もしなければ極めて厳しいと指摘せざるを得ません。

そこで、今度は、本法案が十分なプロセスを経て提出されているかどうか、事実から確認をしてみたいと思います。

衆議院でこの法案が審議入りしたのは五月十一

日の衆議院本会議です。大臣はこう答弁されています。申し上げます。「骨太方針二〇二〇において、安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用、管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる方針を閣議決定しました。」と答弁されています。

骨太方針二〇二〇を閣議決定した日付について、大臣にお伺いいたします。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。骨太方針の二〇二〇でございますが、これを閣議決定させていただきましたのは令和二年七月十七日でございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 骨太方針二〇二〇を受け設置されたのが、国土利用の実態把握等に関する有識者会議と承知しております。

では、この有識者会議が設置されたのはいつですか、教えてください。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。御指摘ございました国土利用の実態把握等に関する有識者会議の開催日でございますが、第一回が令和二年十一月九日、第二回が同年十一月二十五日、第三回が同年十二月二十二日でございます。

なお、本有識者会議の提言につきましては、十小此木大臣に手交していただいたところでございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 普通、他府省庁で様々な法案が提出されていましたが、これを小此木領

する有識者会議でございますが、これをお聞きいたしました。

○吉川沙織君 骨太方針二〇二〇が閣議決定され

たのは昨年七月十七日、本法案のベースとなつた有識者会議は昨年十月二十九日、つまり、前政権から現政権になつてしまらしくて有識者会議が設置されたということだと思います。

大臣は、五月十一日の衆議院本会議において、こうも答弁されています。申し上げます。「本法案のベースとなつた有識者会議の提言は、こうした幅広い議論を経て取りまとめていただきたものです。」と。

では、こうした幅広い議論がどの程度、どの回数行われたのか。有識者会議の開催日についてお伺いいたします。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。

御指摘ございました国土利用の実態把握等に関する有識者会議の開催日でございますが、第一回が令和二年十一月九日、第二回が同年十一月二十五日、第三回が同年十二月二十二日でございます。

なお、本有識者会議の提言につきましては、十小此木大臣に手交していただいたところでございま

す。

以上でございます。

○吉川沙織君 普通、他府省庁で様々な法案が提出されていましたが、これを小此木領する有識者会議でございましたが、これをお聞きいたしました。

基礎となる何とか審議会つていっぱいありますけど、一年とか、長けりや二年ぐらい掛けて充実し

た審議、その下にワーキンググループを置いたりして、それでそこから答申が出て、法案の基礎が作られます。

これ三回しかやっていない、それで合っていませんか。

○政府参考人（木村聰君）お答え申し上げます。

開催させていただきましたのは先ほど御答弁させていただいた三回でございますけれども、いずれの回も大変委員の先生方からは精力的な御議論をいただいたところと、このように承知してございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 三回しかやっていなくて、その三回の会議の中で委員の先生方からは精力的な御議論と答弁ございましたけれども、開催時間見たら、全部一時間半若しくは一時間。挙げ句の果てに、後で直しておいていただきたいんですけど、三回目の議事要旨、開催時刻のところ、記載ミスがございます。直しておいてください。

たつた三回の開催に終始し、第一回の議事要旨二ページには、内閣府副大臣がこうおっしゃっています。「委員の皆様のご議論を踏まえ、更に検討を進めていきたい」と挨拶されているんですけど、第三回目が行われた翌々日には、さつき答弁ありましたけど、提言が公表されています。

大臣の本会議、衆議院本会議の答弁で本法案の

ベースとなつたとされている本提言に関するパブリックコメントやつたんでしょうか。

○政府参考人（木村聰君）お答え申し上げます。

御指摘ございました本法案の閣議決定に先立つパブリックコメントの取扱いでございますが、これは行つていなところでございます。

なお、行政手続法の規定上も、法律案そのもの自体はパブリックコメントの対象にはなつていないと、このように承知してございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 提言に関してはとお伺いしましたので、質問に対してもお答えいただければと思います。

では、国会提出前に有識者会議は三回、パブリックコメントは実施されていない。では、この法案、仮に成立した場合、この規制は不動産取引について影響があります。衆議院段階の答弁で、不動産取引に与える影響について可能性は低いとか小さいとかとの答弁がなされていますが、注視区域、特別注視区域に指定されれば、これは重要な項目説明の対象となり、地価に影響が出ることは必至です。

います。

具体的には、四月以降でございますけれども、不動産取引の実務を担つておられる方々が加入される複数の不動産関係団体、不動産関係の業界団体と意見交換を行わせていただきましたが、その際、特に制度に対する懸念等は示されなかつたというところでございます。

今後とも、本法案の円滑な施行に向けて、換は行われましたでしょうか。

○政府参考人（木村聰君）お答え申し上げます。

昨年開催いたしました有識者会議におきまして

は、不動産取引を含め、正常な経済活動に極力影響を与えない制度の在り方という観点からも御議論いただいたところでございます。そして、国民の権利との関係に十分留意しつつ、新しい立法措置による実効的な枠組みを整備することについて御提言をいただいたということでおざいます。

お尋ねございました不動産関係の業界団体との

意見交換についてでございますが、有識者会議においてでございますが、有識者会議におきまして、土地、不動産関係にお詳しい委員からも御意見を伺つていたこと、あと、中身に入りますけれども、取引そのもの自体を規制するとい

う制度を盛り込んでおりませんで、既存制度との比較からいたしましても不動産取引等に大きな影響を与えることは想定されなかつたこと、そういう理由から、基本的な仕組みが固まつた閣議決定後に意見聴取をさせていただいたところでござ

りたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 私、伺いましたのは、本法案の提出前に不動産関係団体と意見交換を行つたかどうかだけです。今答弁あつたのは、有識者会議の委員の中にその分野に詳しい人がいたからとか、そういうことしか答えていないんです。

法案提出前に伺つたかどうかを聞いています。
それだけ答えてください。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。
意見交換をさせていただいたのが四月以降でございますので、法案提出前にはやらせていただいておりません。

○吉川沙織君 それだけ答えていただけると有り難かったです。

なぜこの問い合わせ立てたかといいますと、五月二十八日の衆議院内閣委員会で大臣がこう答弁されているんです。「法案の枠組みが固まつた四月以降、複数の不動産関係の業界団体とも意見交換を行つたところ、制度に対する懸念等は示されておりません。」と。重ねて質疑者から、有識者会議段階では不動産関係者から聞いていないんですかと問われて、大臣は、「そのとおりでございます。」、そうですとおっしゃっています。

国会に法案を提出する前、関係する団体や地方公共団体の声も聞くのは当然のことです。本法案による規制が不動産取引に影響するとの答弁、小

さいとか、たとえ低いとかであつたとしても、固定資産税等、地方税収にも影響する可能性は否定できません。

それでは伺います。

今回は聞いたことだけにお出前に広く地方公共団体から意見聴取を実施されましたでしようか。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。
御指摘ございました地方公共団体との意見聴取でございますが、これは法案の検討段階で意見交換をさせていただいているところでございます。

○吉川沙織君 どういった地方公共団体と意見交換を行われましたか。
○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。
防衛関係施設が所在いたします地方公共団体などと意見交換を行わせていただいたところでございます。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。
以上でございます。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。
以上でございます。

○委員長（森屋宏君） もう一回。木村内閣審議官。

○政府参考人（木村聰君） 大変失礼いたしました。

原子力関係施設の関連する関係地方公共団体とは意見交換を行つていないとでございました。

以上でございます。

○吉川沙織君 これもなぜお伺いしたかといいます。
○吉川沙織君 今まで概観させていただきましたとおり、本法案の提出過程においては、法案の骨格を検討する有識者会議は僅か三回の実施にすぎず、パブリックコメント、規制の影響を受ける可能性のある関係者からの意見聴取は実施されてい

生活関連施設の中でも、既に明確に答弁されている原子力関係施設でありますとか自衛隊と共に用する民間空港は明確に例示されています。その辺とは意見交換を行つていないということによろしいで

しょうか。

○政府参考人（木村聰君） 御指摘ございました生活関連施設のうち、原子力関係施設でございましたですが、それに関連する地方公共団体との意見交換はこれまで行つておらないところでございます。

○吉川沙織君 ちょっと聞き取れなかつたです。
行つたですか、行つてないんですか。（発言する者あり）

○吉川沙織君 ちょっと聞き取れなかつたです。
行つたですか、行つてないんですか。（発言する者あり）

○委員長（森屋宏君） もう一回。木村内閣審議官。

○政府参考人（木村聰君） 大変失礼いたしました。

○政府参考人（木村聰君） 大変失礼いたしました。

ないか、全くもって十分ではない。安全保障と私権制限のバランスを取るセンシティブな法律の立案に当たつて、十分な議論が尽くされて国会にこの法案が提出されたのかという点について疑義がござります。

このような問題意識を前提として、以下、法案の内容について、その実効性が本当にこれで上がるとどうか、行政監視の観点から質問いたします。

これまで私は、細目的事項を具体的に法律の中

に定めずに実施命令の根拠規定を法律に設けようとする包括委任規定について、国会質疑や質問主意書などにおいて、束ね法案と併せて五年半前から繰り返し取り上げてまいりました。繰り返し私がこの立法府の場で取り上げて指摘しているのは、包括委任規定は、立法府の審議権を空洞化させるだけでなく、法律による行政の原理を、原理の意義を埋没させかねず、何より実質的に国民の権利を制限し、又は義務を課する懸念があるからです。

本法案の第二十四条は何と書いてあるかといいますと、「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定めること」で規定されていますが、ここに細目的事項は何ら具体的に示されることなく内閣府令に丸投

げるものであつて、まさに典型的な包括委任規定です。なぜ本法案にこのような包括委任規定を盛り込んだのか、その理由を大臣にお伺いいたします。

○國務大臣（小此木八郎君） 第二十四条ですが、この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は内閣府令で定めることを規定しています。

この規定は、国民の権利利益の制限等を直接の内容としない手続的な事項を定めるに当たり、その根拠を明確にするとともに、その法形式を明らかにするために置いたものであります。

○吉川沙織君 手続を定めるのであれば具体例を書くべきだと思います。それはそうかもしれませんし、現時点での具体的でないということであつたとしたら、そもそも法律として全体の立て付けが不明確ということになります。委任規定があるにもかかわらず詳細が決まっていないとすれば、それは危惧されますし、この場で明らかにすべきだと思います。

法第二十四条には、「この法律の実施のため必要な事項」と書かれていますが、伺います、内閣官房。現時点で政府が想定している必要な事項とは何か、立法府の審議の場である程度明らかにしておく必要があると考えるため、具体的に明らかにしてください。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。御指摘ございました第二十四条の必要な事項でございますけれども、現時点におきまして、この規定に基づき、この法律の実施のために必要な事項として法執行上の手続的な事項を、具体的にこのようにことを定めるということを内閣府令で定めます。

以上でございます。

項目及び保存期間その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。」と、内閣府令で定めるべき事項を具体的に書いてあります。

実施命令の定立には個別法による授権は必要なこととされています。

○吉川沙織君 今、まさか想定していないという答弁が返ってくると思っていなくて、ちょっと私、立法府側の立場の者として非常につらいです。想定していないのであれば、これはまさに立法府権の侵害そのもので白紙委任も甚だしいです。立法の在り方としてそもそも問題があると言わざるを得ません。

本法案には政令に委任する条項も少なからず見受けられます。

受けられますが、その政令の中に詳細を内閣府令で定めることとする条項を設けることは想定されているかどうか、内閣官房にお伺いいたします。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。

お尋ねございました本法律案に盛り込んでござります政令、この中で内閣府令に再委任ということについてのお尋ねでございます。

現時点での検討状況についてお答え申し上げますと、現時点におきまして、政令において内閣府令に再委任をするということを想定している具体的な事項はございません。今後の検討の中で、他の府省令を引用する必要がある場合など、技術的な必要性等に応じまして規定の一部を府省令に委任することはあり得ることでございますが、現時点では具体的には想定しないということでございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 再委任、政令の中で改めて内閣府

令にということは将来的にあり得るということですございました。

では、この命令については、行政手続法、その第六章においてこの命令等に係るパブリックコメントについて定めています。行政機関が命令等を制定するに当たっては、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集しなければならないとされています。

本法案の第二十四条に言う内閣府令及び本法案に基づき定められる政令において委任される内閣府令はこのパブリックコメントの実施を必要とする命令等に該当するのか、明らかにしてください。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。

本法令に基づき定めます内閣府令、特に二十四条について御指摘ございましたけれども、これに、本法案に基づきます内閣府令の策定に当たりましては、その委任根拠が法律であるか政令であるかを問うことなく、行政手続法の規定に基づいて必要なパブリックコメントの手続をさせていたいだきたい、このように考へておこなうでござります。

以上でござります。

○吉川沙織君 行政手続法第三条第二項はパブリックコメントの適用除外というのを定めています。場合によつては乗らない、このパブリックコメントの手続にすら乗らない可能性があります。

第二十四条は、先ほどから申し上げておりますとおり、包括委任規定そのものであり、例示もなければ具体的な想定もないそうです。全く今後どうなるか想像もできません。その上、仮に行政手

続法のパブリックコメントに乗らないとすれば、内閣府令の内容、今は想定がなかつたとしても、今後、法が仮に成立してしまって、原案どおり、く命令又は規則」としていることであつて、今の答弁踏まえますと、法案の第二十四条の内閣府令はこれに該当するという解釈でよろしいでしょうか。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。

二十四条に基づきます内閣府令は、先ほども御答弁させていただきましたけれども、現時点において具体的に中身想定してございませんので、先生からいただきました御指摘についてこの段階で

はお答えするということが困難でござりますが、いずれにいたしましても、この府令を定めさせていただきますときには、行政手続法の規定に従いましてパブリックコメントをさせていただくと、このように考へておこなうでござります。

以上でござります。

○吉川沙織君 ジヤ、例えば行政手続法第二条第8号が命令等の定義をし、同号イで「法律に基づく命令又は規則」としていることであつて、今の内容が制定されることになつたとしても、それを国

民が指摘する機会を得られないまま適用されてしまうおそれがあるということになります。

ここで、大臣に伺います。

本法案は、これまで申し上げたとおり、時間不足で詳細を詰め切ることができなかつたからなのか、本来であれば法律で規定するべき事柄であつても、全て基本方針で定めますとされるなど、全体として法律による規律密度が低いと言わざるを得ません。このため、法律による行政の原理から逸脱することがないか、非常に懸念されます。

政府は、実施命令は、法律を実施、施行するための細目的事項しか定めることができず、実質的に国民の権利を制限したり国民に義務を課したりするようなことはできないと説明します。しかし、法案 자체がこれだけ不明瞭ですと、後になつて、本来法律で定めるべき内容が定められていなかつたということで、下位法令でそれを無理やり補うということになり、結果的に第二十四条の内閣府令が国民の権利を制限したり国民に義務を課したりすることにならないか危惧します。

そのようなことはないと明言してください。大臣。

○国務大臣（小此木八郎君） 言い方が重なるかもしれませんけれども、地方議会あるいは地方、あるいは私たち議員がこの十年近くの間、地元を歩いて、先ほど水源地の話等ございましたけれども、

ども、そういう不安もこれ感じてきた、これは事実でありますし、それを法制定をしてもらいたいという議会からの、地方からの声もございました中での遅れた法案提出となりましたけれども、しっかりと政令で定めること、そしてその不安を解消するためのことについてはしっかりと前に進めてまいりたいと思います。

○吉川沙織君 大臣、せつから答弁立っていましたんですけど、全く違うお答えでございましたので、もう残念ですが、内閣官房はちゃんと答えてください。

○政府参考人（木村聰君） お答えさせていただきます。

御指摘ございました法案の第二十四条でござりますけど、こちらにつきましては、国民の権利利益の制限等を内容としない手続的な事項について内閣府令で定めることができる旨を規定するものでございます。

この内閣府令におきまして、国民の権利を制限し又は義務を課す規定を定めることはできないものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 私、実はこの点、平成三十年五月三十一日の参議院総務委員会で質問しておりまして、当時の内閣法制局長官ともやり取りをしてい

ただ、ここに具体的な事項が何一つ例示をされていないと、実際に私たちの目に触れるまで国民の権利を制限したり義務を課するようなものが定められるかもしれないということをおそれは常に付きまとつかりと政令で定めること、そしてその不安を解消するためのことについてはしっかりと前に進め検討し、実際に法改正を行つた経験がございます。ですので、本法案の趣旨については理解をいたします。

ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、私権制限を伴う以上、規制対象を明示し、その内容を最小限にとどめる必要があること、法律の目的の達成のためには実効性を確保する必要があるとの観点から質問いたします。

今回、重要施設等の周辺区域内の土地等が、その重要施設が、機能阻害行為に使用されてしまうことを防ぐため、区域を指定して、調査、利用規制、事前届出を行うとするものですがれども、では、区域指定の前提となる重要施設の定義について伺います。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。御指摘ございました重要施設の定義についてで

ございますが、こちらは法案の第一条第二項で定めさせていただいているところでございます。

三つの類型ございます。一つが防衛関係施設ということと、この中には自衛隊の施設と米軍の関係施設、これが含まれているところでございます。

二つ目の類型が海上保安庁の施設でございます。

三つ目が、重要関係、失礼しました、三つ目の類型が生活関連施設でございます。この生活関連施設につきましては、私ども通称重要インフラ施設と呼んでおりますけれども、その具体的な施設の

類型は政令で定めるところとしておりまして、現時点では原子力関係施設及び自衛隊が共用する空港を指定することを想定させていただいているところでございます。

○吉川沙織君 改めて確認をさせてください。

本法案は、重要施設の周囲で機能阻害行為を特に防止する必要がある区域を注視区域として指定する、ことになります。

今答弁あつたんですけれども、改めて確認させてください。重要施設のうち、防衛関係施設については、機能阻害行為を防止する必要があると考えられる施設、二つ教えてください。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。

防衛関係施設に関しまして、機能を阻害されるに供されることを特に防止する必要があるとい

う要件に該当するものということでございますけれども、私ども、四つの類型が該当するのではなくかと考えてございます。

一つ目といたしまして、部隊等の活動拠点となる施設、二つ目といたしまして、部隊等の機能支援を行います施設、三つ目といたしまして、

装備品の研究開発などを行います施設、四つ目といたしまして、我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設、これらが該当するものと考えてございます。

なお、在日米軍の施設・区域につきましては、自衛隊施設の周辺区域の指定の考え方などを踏まえまして、その取り扱いをきちんと管理者であります米軍との間で詳細を確認した上でその取り扱いは決定するという必要があるものと考えているところでございます。

○吉川沙織君 改めて確認をさせてください。

本法案は、重要施設の周囲で機能阻害行為を特に防止する必要がある区域を注視区域として指定する、ことになります。

今答弁あつたんですけれども、改めて確認させたかったんです。それで間違いありませんね。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございます。

○吉川沙織君 先ほどの答弁引きますが、五月二十一日の衆議院内閣委員会で政府参考人が答弁していることも踏まえますと、在日米軍施設につい

ては重要施設に当たり得る施設が想定されますけど、区域として指定されるかどうかは、在日米軍に確認し、土地等利用状況審議会の意見を聞いて決めるということだと思います。

十二条において、注視区域のうち、施設機能が特に重要なもの又は施設機能を阻害することが容易で代替が困難な特定重要施設については、その注視区域を特別注視区域として指定できることとされています。

機能の観点から伺います。特定重要施設に該当するものとして、防衛関係施設ではどのような機能、機能別に、指揮中枢機能とかそういうのが当たると思うんですけど、それについてお答えください。

○政府参考人（木村聰君） お答えさせていただきます。

防衛関係施設に関しまして、特別注視区域の要件でございます、機能が特に重要なものの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものというものの要件に該当するものでございますが、私どもの四つの類型がこれに該当するのではないかと考えてございます。

一つ目といたしまして、指揮中枢機能及び司令部機能を有する施設、二つ目といたしまして、警

戒監視、情報機能を有する施設、三つ目といたしまして、防空機能を有する施設、四つ目といたしまして、離島に所在する施設、こういったものが該当するのではないかと考えているところでござります。

なお、在日米軍施設・区域の取扱いにつきましては、先ほどの注視区域と同様に改めて取扱いを検討する必要があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 今答弁で指揮中枢機能や防空機能とかいろいろありましたけれども、じゃ、この特別注視区域の指定が想定される、今答弁があつた司令部機能、警戒監視機能等を有する自衛隊施設の具体例を地名を幾つか挙げてお答えください。衆議院の内閣委員会の理事会に提出された資料に書いてあります。幾つかお答えください。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。

御指摘をいただきました指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設の例でございますが、例えば、防衛省市ヶ谷庁舎、朝霞駐屯地、横須賀基地、横田基地がこれに該当するものと考えているところでございます。

もう一点ございました警戒監視、情報機能を有する施設でございますが、こちらにつきましては、与那国、対馬、稚内等の施設がこれに該当するも

のと考えているところでございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 今、指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設として市ヶ谷等が具体的地名として挙げられました。

では、ここで防衛省に伺います。

例えば、防衛省の市ヶ谷地区は防衛省本省のか自衛隊の部隊が所在しますが、政府は防衛省市ヶ谷地区的機能をどのように評価していますか、お伺いいたします。

○政府参考人（川嶋貴樹君） お答え申し上げます。

まさに市ヶ谷に関する御質問ということで、指揮中枢機能を有する施設、これは全国の部隊の運用に係る指揮を行う機能を有する施設ということですだけ、指揮中枢機能、一つだけというのは防衛省が持っている施設の中で一つだけの機能として市ヶ谷を挙げてございます。

○吉川沙織君 五月二十六日の衆議院内閣委員会において川嶋政府参考人は、指揮中枢機能、司令部機能、情報関係機能、防空機能をお答えになつています。

ここを踏まえてお伺いいたします。防衛省市ヶ谷地区は特定重要施設に該当し得るかどうか、お伺いいたします。し得るかどうかで結構です。

○政府参考人（川嶋貴樹君） 以上申し上げたとおり、想定し得るものと考えてございます。

○吉川沙織君 それでは、本法案第四条について伺います。

注視区域、特別注視区域の指定に関し基本方針で定める事項として、区域指定に関し、「経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。」とされています。

大臣に伺います。

この経済的社会的観点とは何でしょうか。改めで伺います。

援を実施するため、各種事態の兆候を早期に察知し、必要な情報を収集する機能というのも併せて有していると考えてございます。

同時に、現在、市ヶ谷にはPAC3を運用する

航空自衛隊第一高射隊が配置されてございまして、自衛隊の部隊のみならず、我が国の政経中枢等を防護する機能を有していることから、防空機能をも併せて有する施設であると考えてございます。

○吉川沙織君 五月二十六日の衆議院内閣委員会において川嶋政府参考人は、指揮中枢機能、司令

○國務大臣（小此木八郎君） 本法案は、安全保障と自由経済活動の両立を図ることを大前提としています。このため、注視区域又は特別注視区域の指定は、指定に伴う社会経済活動への影響を安全保障上の要請に基づく合理的かつやむを得ない範囲に限定する必要があると考えております。閣議決定する基本方針においては、そうした考えを明らかにするために、法第四条第一項第二号に規定する経済的社会的観点から留意すべき事項を示すことにいたしました。

その具体的な内容ですが、基本方針で定める予定であります。現時点で、例えば、重要施設の周辺に密集市街地が形成されている場合、その区域における社会経済活動への影響、施設機能の阻害行為の兆候等の把握が困難であるかどうかといった重要施設の周辺の実情、重要施設自体の形状や周辺区域における地形、国有地の所在状況などを考慮して、区域指定の要否、区分、範囲を判断するという考え方を明らかにすることを想定しております。

○吉川沙織君 そこで、内閣官房に伺います。

今、大臣は、衆議院で、阻害行為の兆候等の把握の困難性、重要施設の周辺の実情、地形、国有地の所在状況、密集市街地の形成や分布とおっしゃいましたが、この中に、不動産取引件数の多さも経済的社会的観点に含まれるということでいい

でしょうか。答弁されていますけどね。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。

先ほど大臣からも御答弁させていただきましたけれども、重要施設の周辺に密集市街地が形成されている場合に、その区域における社会経済活動への影響ということでございます。

点も含まれていると考えているところでございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 不動産取引の件数も五月二十八日になって初めて実は答弁されているんです。

衆議院の審議では、防衛省市ヶ谷地区が本法案の特別注視区域に指定されるか否かが議論されました。

これまでの答弁を拝聴する限り、防衛省市ヶ谷地区のように指揮中枢機能を担う特に重要な防衛関係施設であっても経済的社会的観点から特別注視区域に指定されない可能性があり得るという、こういう今までのやり取りを勘案するとそうなつてしまいますが、そうなんでしょうか。

以上でございます。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。

個別の区域の取扱いにつきましては法律の中で定めさせていただいています手続に従つて判断を定めさせていただいているので、市ヶ谷の取扱いについてお答えをすることは差し控えさせていただきたいと思いますけど、一般論で申し上

げますと、経済的社会的観点から留意すべき事項に配慮した結果として、法律上の要件、特別注視区域の要件に該当するものであっても、その評価した結果として注視区域としての指定になるということはあり得るということです。

以上でございます。

○吉川沙織君 じゃ、仮に特別注視区域にならないとして、注視区域には最低限、だつて防衛省の本省ですよ、それすらならないということはあります。それでどうかで結構です。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。重ねての答弁になつて恐縮でございますが、市ヶ谷の取扱いについてはちょっとお答えができるなあでございますけれども、一般論で申しますと、特別注視区域の要件に該当するところが、経済的社会的観点から留意すべき事項に配慮した結果、注視区域として指定されないということとも論理的にはあり得るということでございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 五月十一日の衆議院本会議と六月四日の参議院本会議で大臣は、特別注視区域の指定では、法定するその要件に該当する区域であつても、注視区域として指定することができると考えておりますと、二回だけ、実はこの審議の中で二回だけその答弁をさせています。

ですので、特別注視区域の要件を、これまで概

観してきたとおり、満たしています。でも、特別注視区域に仮に指定されず、注視区域に該当する所とすれば、焦点は特別注視区域と注視区域の規制の違いだと思います。

本法案に基づき実施される規制について、注視

区域と特別注視区域でどのような違いがあるか、端的にお伺いいたします。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。注視区域に係る規制といたしましては、土地等の利用者等に対する勧告及び命令の制度が設けられてございます。

特別注視区域につきましては、注視区域でもございますものですから、注視区域に係る規制がそのまま適用されますほか、特別注視区域固有の規制といたしまして、土地等の取引に係る事前届出制度、第十三条でございますが、これを設けさせていただいているところでございます。

○吉川沙織君 今答弁ございましたとおり、注視

区域と特別注視区域の規制内容の違いとしては、事前届出の義務付けの有無です。では、これ、特別注視区域に事前届出を義務付ける趣旨とは何でしょうか。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。特別注視区域は、一般的に安全保障上のリスクが特に高い、そういう区域だというふうに認識し

てございます。したがいまして、その所有、利用の実態につきましては、できるだけ随時に把握をして、もし万が一のことがございますれば、機能阻害行為に係る利用の中止等の勧告、命令をできるだけ速やかに発動させていただくと、そういう必要性が高いものと思つております。そういう観点から、取引の実態をしかるべき把握させていただいたとということでございます。

○吉川沙織君 まあ安全保障上のリスクの高さに鑑みて、状況を適時に把握し、機能阻害行為を事前に防止する、この目的だと思います。

指揮中枢機能を担い、ほかのたくさんの機能も有している防衛省市ヶ谷地区は、特別注視区域に仮に指定されない場合、市ヶ谷地区は安全保障上のリスクが低いか、事前届出により状況を把握し、機能阻害行為を早期に防止する必要がないかと評価されていることになります。

○吉川沙織君 今答弁ございましたとおり、注視区域と特別注視区域の規制内容の違いとしては、事前届出の義務付けの有無です。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。特別注視区域は、一般に安全保障上のリスクも、副大臣、政務官もおられます。また、大臣を

補佐する内部部局や幕僚監部、統合幕僚監部等もございます。また、情報本部もございます。今々の状況ですとPAC3というものも動いてございますので、なかなかこれをほかの基地で代えるというのは困難が伴うのではないかと考えてございます。

○吉川沙織君 これまで答弁のあつた防衛省市ヶ谷地区的役割からすると、特別注視区域の要件は、法定、十分に満たしていると思います。仮に、密集市街地だから、事業者数が多いから、不動産取引件数が多いからといった観点から注視区域の指定にとどまるにすれば、国防の中枢機能を担う施設ですら特別注視区域に入らないということになります。特別注視区域を指定してまで守りたい特定重要施設の概念が揺らぎ、法解釈の安定性を欠くことになります。

ここで申し上げたいのは、一方で、注視区域と特定重要施設は、先ほど要件答弁いただきましたけど、ほかの重要な施設による代替が困難であるものとされています。防衛省市ヶ谷地区の機能はほかの施設で代替可能なんですか。

○政府参考人（川嶋貴樹君） 市ヶ谷の機能につきましては、まさに防衛本省が所在し、防衛大臣も、副大臣、政務官もおられます。また、大臣を

法施行五年後の見直しの検討規定まで設けていいのですから、現段階では注視区域だけを内容と

する法案にして、提出をし直して、施行状況を検証し、改めて特別注視区域を内容とする法改正を提案するのが、大臣が繰り返し答弁している本法案第三条に言う必要な最小限度の措置だと思います。

ここで、防衛省か内閣官房になるか分かりませんけど、お伺いします。

今後、本法案が仮に成立し施行されれば、特別注視区域が官報公示で個別に指定されることになりますが、衆議院内閣委員会の質疑では、区域指定に当たって一覧性ある公表にならないよう配慮する旨、答弁がなされています。

お伺いいたします。一覧性のない公表って具体的に何なんでしょう。

○政府参考人（川嶋貴樹君）　お答えをいたしました。

官報に告示する際に、当然審議会でもんでいた

だくということもあるわけですけれども、そういうときに、ある一地方の防衛施設が、例えば北海道でも九州でもいいんですけれども、ある一地方の防衛施設がばんと一遍に出てくるとか、あるいは、ある種の機能を持っているものがばんといつ

ときに審議され官報に告示されてくるというようなことがないように様々工夫を凝らしてまいりました。いと考えておる次第でござります。

○吉川沙織君　ぱっと出てこないように配慮する

ということでしたけれど、これ余り申し上げたくないんですけど、結局、官報公示された内容を抽出して整理すれば、一覧性持つたりストって幾らでも作れます。防衛省の今の答弁は私理解し難いです。

事前届出を怠れば刑事罰の対象となることもあり得ることを考えれば、対象区域を明示して、届出の必要性につき周知徹底すべきが私は筋だと思います。

機能阻害行為について、大臣は繰り返し、国民に対し予見可能性を確保することが必要である旨答弁されています。この注視区域や特別注視区域の指定に関しても、どの施設の周辺が規制対象になるのか、これこそ一覧性をもつて示さなければ、国民に予見可能性あるとかないとかいう議論にならないと思うんですけど、大臣、御所見あればお願いします。なかつたらいいです。

○国務大臣（小此木八郎君）　この問題について

は、法施行後しっかりと枠組みを決めて、審議会の意見を聞いた上で決めていきたいと考えておりますので、その方向で今調整をしております。

○吉川沙織君　どこのエリアがその対象になるか

によつて、特別注視区域になれば、これ、事前

届出を怠ると刑事罰の対象で罰則があります。実効性が、先ほどから申し上げておりますとおり、実効性がある意味疑わしい一方で、一覧性なく分か

りやすいとは言えない公表の仕方で国民や事業者の社会経済活動を制約するというのはバランスを欠くのではないかと思います。

ここで、本法案の調査事項について伺います。本法案では、特別注視区域内にある土地等の利

用状況の調査、土地等利用状況調査を行うとされています。土地等利用状況調査における調査事項のうち、所有者等に関する情報とは何かを伺います。

○政府参考人（木村聰君）　お答え申し上げます。

御指摘いただきました土地等利用状況調査は、注視区域内におきます土地等の利用状況を把握するために行わせていただくものでございます。第七条におきまして、内閣総理大臣は、調査の一環として、関係行政機関の長等に対しまして、氏名、名称、住所その他政令で定める情報の提供を求めることができるということにさせていただいていふところでござります。

なお、この第七条におきます政令で定めるものといたしましては、利用者などの本籍、国籍、生年月日などを規定することを検討しているところでございます。

○吉川沙織君　法七条関係ですけど、もう一個、

特別注視区域内の土地等の所有者移転等については事前届出が義務付けられていますが、この事前

届出を行う事項のうち、当事者に関する情報とは何でしょうか。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。御指摘ございました事前届けにおきます届出者に関する本人の情報についてでございます。

第三条第一項第一号に掲げてございます取引の当事者の氏名や住所のほか、同条同項第五号の内閣府令で定める事項として、土地等の譲受人、買われる方でありますけれども、この国籍を届けていただくということを想定しているところでござります。

閣府令で定める事項として、土地等の譲受人、買われる方でありますけれども、この国籍を届けていただくということを想定しているところでございます。

○吉川沙織君 今、政令と内閣府令で国籍という言葉が出てきました。

条文では、土地等利用状況調査、特別注視区域に関する届出事項に関し、所有者等の氏名、住所は明示されていますが、国籍は見当たりません。しかしながら、本法案の概要説明資料、ポンチ絵の方を拝見いたしますと、調査事項として所有者等の国籍、事前届出事項として国籍と明記されています。

所有者等に関する調査事項としてここまで国籍、国籍書いておきながら、条文に明記しなかった理由を教えてください。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。所有者に関する情報として、まず重要と考えら

れます氏名、住所につきましては、代表的なものとして法律に明記させていただいたところでございますが、その他情報ということで、政令で定めることを想定しております国籍というものにつきまして、今先生お手元にございます概要資料の中に記述をさせていただいたということでおっしゃいます。

○吉川沙織君 概要に書いて、なぜ条文に書かなかつたのか。

第二回の、三回しか行われなかつたうちの第二回の有識者会議の議事要旨拝見いたしますと、誰が発言したか分かりませんけど、二ページに、「調査項目としては、国籍の確認も必要。」と書いています。

本法案のベースとなつた有識者会議で国籍の確認が必要とされ、ポンチ絵にもわざわざ明記しているにもかかわらず、何で書かなかつたんですか。理由があるなら教えてください。

○政府参考人（木村聰君） 重ねての答弁になつて恐縮でございますけれども、利用者等に関する情報として、代表的なものが氏名、住所ということでござりますので、まさに代表的なものとして法律上明記させていただいております。

一方、国籍につきましては、安全保障の観点からそういうふた情報を把握するということについて

の重要性、これ有識者会議でも御指摘を賜つたところでございますけれども、氏名や住所との比較におきますと代表性がいささか低いのではないかと、こういう観点から政令で定めるということで、今想定しているということでございまして、他方、有識者会議でも御指摘を賜りましたものですから、概要資料の中では政令で規定することも明らかにすることもございます。

○吉川沙織君 本法案は、別に国籍問わず、多分ですけど、我が国国民が知らない間に対象になり、私権制限をされ、場合によっては刑事罰も科される、そういう法案になつています。条文に書いていないのに、わざわざポンチ絵で国籍を強調するということに私は違和感を感じますし、恐らく内外無差別の枠組みの関係もあって条文には明記しなかつたんだと思いますが、ここから、調査の關係についてもう少し詳しく伺います。

本法案第六条は、内閣総理大臣による注視区域の土地等利用状況調査について定める」ととしています。この調査の趣旨について大臣にお伺いいたします。

○國務大臣（小此木八郎君） 土地等利用状況調査ですが、この調査は、土地等を利用した重要施設等の機能阻害行為が行われることを未然に防ぐ

ため、注視区域内にある土地等の利用状況を把握するために行うものであります。

調査の在り方としては、まずは不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿情報の収集により土地等の所有者や利用目的に係る情報を把握し、その上で、利用の実態を現に確認する必要がある場合には現地・現況調査を行い、さらに、利用の実態について不明な点がある場合には土地等の利用者等から報告徴収を行うこととしております。

○吉川沙織君 今六条について伺いましたけど、八条は、土地等利用状況調査のためなお必要があるときは、注視区域内にある土地等の利用者その他関係者に対し、報告徴収等ができると規定されています。

報告徴収等の対象となる土地等の利用者その他の関係者について確認します。

○政府参考人（中尾睦君） お答えいたします。

第八条に規定する報告徴収等の対象となるその他関係者につきましては、土地等の利用者のほか、土地等の利用状況を知り得る者として、例えば、土地等の利用者が法人である場合のその役員、土地等の利用者との契約等により当該土地等における作業、工事等に従事している下請業者等を想定しているところでございます。

○吉川沙織君 大臣は五月十一日の衆議院本会議で、「重要施設を所管又は運営する関係省庁、事

業者や、地域住民の方々から機能阻害行為に関する情報を提供いただく仕組みも今後検討いたします。」と答弁されました。

この答弁の意味するところと、根拠となる条文がどれなのか、地域住民の方々から情報提供いただく仕組み、これについて教えてください。

○国務大臣（小此木八郎君） この機能阻害行為が行われるおそれがあるか判断するに当たっては、まずは不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿情報の収集、現地・現況調査、利用者からの報告徴収を、これを通じて収集する情報によって土地等の利用者やその利用状況を総合的に勘案いたします。

その上で、多様な方法を通じて具体的な実態把握を行い、本法案の実効性を確保すべく、本法案第六条に基づく注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査の一環として、重要施設を所管する関係省庁及び当該施設を運営する事業者等からの情報提供を受けることなども検討しております。

○吉川沙織君 地域住民の方々というのは、今、等とおっしゃいましたけど、その等の中に入るということでよろしいでしょうか。そうなんですか

ど。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。

御指摘ございました第六条の調査は、幅広い調査を行わせていただくというための基本的な規定として置かせていただいているところでございます。

住民の方、あるいは重要施設を所管する省庁などから機能阻害行為の兆候等に係る情報提供をいたぐくということも想定してございますが、こ

れは、政府が行います調査の一環としてそういう情報をお寄せいただいたときにその情報も勘案さ

せていただくという趣旨で、この六条が根拠とし

もうう仕組みの本法案における根拠が土地等利用状況調査について定める第六条と政府が解釈しているとしても、この条文から、地域住民の方々から情報提供をもらうという、全く読み取れません。

第六条は何て書いてあるかといいますと、「内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査を行うものとする。」としか書いていないから、どこをどうやっても読み取ることができません。

また、第八条の報告徴収の対象となるその他関係者に、衆議院段階の審議で大臣は、近所のおじいちゃんは当たらないと答弁されています。

地域住民から情報提供してもらう仕組みの根拠を本法案第六条に置いた根拠、趣旨、教えてください。分からなければ結構です。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。

御指摘ございました第六条の調査は、幅広い調査を行わせていただくというための基本的な規定として置かせていただいているところでございます。

住民の方、あるいは重要施設を所管する省庁などから機能阻害行為の兆候等に係る情報提供をいたぐくということも想定してございますが、こ

れは、政府が行います調査の一環としてそういう

情報をお寄せいただいたときにその情報も勘案させていただくという趣旨で、この六条が根拠とし

て説明されるということをお答えさせていただいているところでございます。

○吉川沙織君 いや、この条文でそこまで私、どう考えても読み取れません。

どつちにしても、この法案では情報収集を行うということですので、この本法案に基づき収集した土地等の利用者等に関する情報について、衆議院段階で、関係行政機関の協力を得つつ、所要の分析を関係行政機関の間で行うこともあり得ると答弁されています。

そこで、内閣官房に伺います。

情報の分析に当たっては、新設される内閣府の部局と関係行政機関が個人情報を共有することになります。政府は、関係行政機関の協力を得て行う分析の根拠として、第二十二条、関係行政機関等の協力を示していますが、まず、行政機関で個人情報を共有する根拠法とその条文を教えてください。

○政府参考人（中尾睦君） お答えいたしました。

今委員御説明いただきましたとおり、本法案第二十二条の規定により、必要な限度で、新設する内閣府の組織が関係行政機関との情報を共有した上で、その協力を得つつ、所要の分析を行うこともあり得ると考えておるところでございます。

行政機関が保有する個人情報の保護等に関する

法律におきまして目的外利用等は行つてはならないとされているところでございます。本法律の施行の目的の範囲内でそのような関係機関との協力をを行うというものと考えておるところでござい

ます。

○吉川沙織君 今、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が根拠法だと伺いましたが、その条文を教えてください。（発言する者あり）

○委員長（森屋宏君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（森屋宏君） 速記を起こしてください。

○政府参考人（中尾睦君） お答えいたしました。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第八条が根拠規定かと考えております。

○吉川沙織君 八条が根拠であるとするならば、これ、利用目的以外の目的のために個人情報を行政機関内部で利用してはならない。仮に情報共有することがあるのであれば、第八条第二項第三号に定める相当な理由が、相当な理由のあるときとなります。

○政府参考人（中尾睦君） お答えいたしました。なぜ、相当な理由とは何でしょうか。

○政府参考人（中尾睦君） お答えいたしました。

まず、提出しております本法案の第二十二条でございますけれども、まさに本法律の目的でござります重要施設等の周辺の土地において機能を阻害する行為を防ぐという法目的がございます。その法目的を達成するために所要の調査を行ひながら必要に応じた情報交換をしていくということを御説明しているつもりでございます。

その際には、まずは、まさに一般法でございます行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の範囲内で行う必要があつて、まさにその相当な理由というのは、この本法案の目的といたします重要施設等の周辺の土地が機能阻害の用に供されることを防ぐというその目的の範囲内というこ

とかと考えております。

○吉川沙織君 この新しい今審議している法案の目的の達成のためという、こういうお題目が掲げられると、実はこの行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律としては、利用目的が同一で、そこが一緒であればどこまででも実は行政機関内で個人情報が共有されてしまいかねない、こういう法、条文の立て付けになつています。今回、個人情報保護法制、新しくなつていきますけれども、一番緩いのが行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律です。これは、私たちが、

当人があざかり知らないところで関係行政機関に私たちの情報が共有されていくという、こういう懸念をはらみます。

そこで、一つ提案したいと思ひます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法は、個人番号の利用範囲が第九条において具体的に列

挙されています。本法案に基づく土地等利用状況調査では、地域住民からの情報を含め様々な個人情報を収集することになり、当人があざかり知らないところで関係行政機関に情報が共有されることがあります。本法案も、マイナンバー法第九条を参照し、どのような場合に関係行政機関と情報共有を行うのか列举すべきではないかと思いまが、大臣、御感想あればお願ひします。なれば結構です。（発言する者あり）

○委員長（森屋宏君） 吉川沙織さん。

○吉川沙織君 やつぱりどのようなものが行政機関内部で情報共有されるのかというのを、列挙しておやりになつた方が国民からの信頼を得られるのではないかと思います。

関係行政機関で情報が共有されるということは、本法案第二十二条で関係行政機関の協力について定められています。で、これつてまた別の問題がございます。

衆議院の審議において、関係行政機関として自衛隊が情報収集を行うことがあるとされていますが、この根拠条文について、六月四日の参議院本会議で防衛大臣は、防衛省設置法第四条第一項第三十四号と答弁されました。

防衛省設置法第四条第一項第三十四号について、条文を伺います。

○政府参考人（川嶋貴樹君） お答え申し上げま

す。

防衛省設置法第四条第一項第三十四号において、「前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき防衛省に属させられた事務」と規定されています。

○吉川沙織君 今おっしゃつていただいた条文で、本法案における情報収集に自衛隊が協力する、どうやつてもこれも読めないです。法律による行政の原理が本法案では残念ながらしきるにされていると言わざるを得ません。

ここで、機能阻害行為に関する既存法律との関係性についてお伺いします。

本法案における機能阻害行為については、衆議院の審議においては、法施行後に決定される基本方針に行方類型を例示する旨、繰り返し答弁がなされています。しかしながら、国民に対し予見可能な性を確保する観点、何よりこの立法府の審議の段階で想定されるものについては明らかにすべきとの観点から、この場で例示できるものをお答えください。大臣、大丈夫でしょうか。

○国務大臣（小此木八郎君） 機能阻害行為については、安全保障をめぐる内外情勢や施設の特性等に応じて様々な態様が想定されるため、議員御指摘のとおり、想定する行為の類型を網羅的にお示しすることは困難ですが、例えば、重要施設については、重要施設の機能に支障を來す構

造物の設置、重要な施設の通信能力に支障を來す電波妨害、国境離島等については、領海基線の根拠となる低潮線に影響を及ぼすおそれがあるその近くの土地の形質変更等が該当し得るものと考えております。

予見可能性を確保する観点から、これらの類型は閣議決定する基本方針においてできるだけ分かれやすく例示する予定でございます。

○吉川沙織君 今大臣から、構造物の設置、国境離島における低潮線近傍地の形質変更や電波妨害が答弁としてありました。

電波法では、電波妨害行為を行うような無線局を開設として違法となり得ますが、準備行為の段階では電波法違反ではありません。

他方、衆議院段階の答弁を拝見いたしますと、本法案では、準備行為の段階で防衛関係施設に対する電波妨害行為を行う明らかにおそれがあれば勧告、命令の対象となります。

例えば、電波妨害の準備行為として妨害電波を発射可能なアンテナの設置のみの場合、これ無線機器は接続されていません。これは該当し得るといふことになりますが、そういう理解でよろしいんでしようか。

○政府参考人（中尾睦君） お答えいたしました。

委員御指摘いただきましたように、本法案の勧

告、命令の条文におきましては、機能を阻害する又は阻害するおそれが明らかな場合というふうな形で条文を策定しておるところでございます。具体的にどういう行為が該当し得るかどうかはまさにケース・バイ・ケースになつてこようと思いますけれども、委員お触れになりましたように、可能性としてはあり得ると思つております。

ただ、これもデュープロセスの関係からいえば、勧告を打つに際しましては、勧告を発動するに際しましては、第三者、中立公平な立場から成る審議会の意見を聞いた上で行うという手続も設けさせていただいているところでございます。

○吉川沙織君 機能阻害行為の例示として電波妨害行為を殊更におつしやつているのでお伺いしています。

総務省が整備している電波監視システムは、遠方方位測定設備、不法無線局探索車、短波監視施設、宇宙電波監視システムなど、電波発射源の方位等を測定して不法無線局の位置等を測定していますが、この法案では明らかにおそれがある準備行為の段階で勧告、命令の対象とするんですけど、準備段階というか、無線機器接続されていませんで電波発射されていません。電波が発射されていない準備段階で、誰がどのように明らかにおそれがあるんでしょうか。これ大事だと思うので教えてください。

○政府参考人（中尾睦君） お答えいたします。

本法案に基づく調査では、不動産登記簿や住民基本台帳等の公簿収集、現地・現況調査に加えて、土地等の利用者等からの報告徴収を行うこともできます。また、防衛関係施設等の重要施設を所管する関係省庁からの機能阻害行為の兆候等に係る情報提供を受けることもあります。得ようかと考えております。

このように多様な手法を通じて、準備行為を含めて具体的な実態把握を行つた上で適切に利用規制を実施することによって重要施設等に対する機能阻害行為を防いでいくことでございます。

○吉川沙織君 準備行為段階で明らかにおそれがある場合は、この法案では勧告や命令の対象になり得ると答弁されているんです。で、電波妨害を類型の一つに挙げていて、電波を発射していれば監視システムに引っかかつて摘發もできますが、

そうでなければ誰がどうやって判断するのか。例えば、今回、面積要件、特別注視区域では二百平方メートル以上の土地等について事前届出が義務付けられますが、妨害電波を出す設備というものは、二百平方メートル以下の土地どころではなく、車でも設置可能ではないかと考えるんですが、

これ実効性あるとお考えでしようか。実効性あるかないか、今のところ検討中か、どれか、お答えください。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。

法案全体の実効性はあると考えてございます。御指摘ございました面積要件でございますが、これは事前届出制度の対象外となる面積の基準を政令で定めさせていただくものでございます。これは……（発言する者あり） 以上でございます。

○吉川沙織君 電波妨害って様々な手法がござります。あからさまなアンテナを置いて、さあ、ついで電波発射するぞというのもあれば、去年十二月十六日、総務省が不法無線局の開設者を摘發しているんですが、これ、ダンプに免許を受けずして無線機を設置して、不法無線局を開設したとして摘發されています。

ですから、二百平方メートルとかいろんな基準設けましたけど、結局、その準備行為で明らかにおそれがあるときも勧告、命令の対象とするということになつています。

で、機能阻害行為の例示として、重要施設の機能に支障を來す構造物の設置、低潮線近傍地の形質変更、電波妨害等が示されているが、今指摘した電波法はもちろん、航空法には構造物除去の規制があります。低潮線保全法には行為規制があります。

既存の法律に規制があり、これらは罰則規定も置いてあります。だから、既存法律がどのような規制を持っていて、どのような罰則を置いている

のか、そして、それらの法律がなぜ準備段階で罰則としないのか、そういった既存法律と整理というのはこの法律の制定過程の中でなさつたのか、なさつていいのか、教えてください。

○政府参考人（中尾睦君）お答えいたします。

本法案が重要施設等の周辺の土地等で機能阻害行為を防ぐことを目的としておりまして、所要の指定対象区域において調査をいたしました結果において他の法律の規定に基づく措置の実施に関する事項が出てまいりましたら、法案の第二十一条の規定によります、他の法律に基づく措置の実施を内閣総理大臣が所管大臣に対して求めることができるという規定を置いております。

なお、この既存法で対象となりにくい準備行為段階ということであっても、機能阻害行為を防ぐことは重要でございますので、本法案で八条の、失礼しました、本法案の勧告、命令の対象としているという体系でございます。

○吉川沙織君 第二十一条は、既存の法律で対応できるものであって、これ駄目だからこの法律をもつて強い勧告権限でこれちやんと取り締まってくださいねということだと思います。でも、今回の法律というのは、既存の法律では範囲外としている準備行為段階をおそれとして、明らかに、勧告、命令の対象とするのですから、既存、既に存在する各規制法で必要な規制がなされている中

で、区域指定により対象区域を限定するとはいえるが、機能を阻害するおそれをもつて勧告、命令するのには、私権制限として最低限、最小限と言えるのかなさつていいのか、教えてください。

○政府参考人（中尾睦君）お答えいたします。

政府は、先ほどから答弁あります、基本方針において可能な限り例示するとしていますが、命令に違反したときに罰則の対象となる以上、本来、法律において行為類型を明示すべきであるし、基本方針でいずれ示すのであれば、この立法府の審議の段階で可能な限り例を提示し、説明責任を尽くすべきではないかと思います。

今、電波法に基づく電波妨害の事例を引いてやります。この既存法で対象となりにくい準備行為段階とすることであっても、機能阻害行為を防ぐことは確認するのかといった点についてすら明確な答弁がありませんでした。

さつきから、これもう土地等利用状況審議会で判断いたぐりといふ答弁繰り返されましたけれども、本法案は、この内容を具体化する政令の制定、基本方針の策定に当たって土地等利用状況審議会の意見を聞くので、政府のみの判断ではありません。このまま成立してしまえば、法律が適正に執行されしていくかどうか、恣意的な運用がなされないかはこの土地等利用状況審議会次第と言つても過言

ではありません。この委員にどのような方を想定しているのか、お答えください。

○政府参考人（中尾睦君）お答えいたします。

土地等利用状況審議会の委員については、法律、国際情勢、内外の社会経済情勢、土地等の利用及び管理の動向等に関する優れた識見を有する者から、内閣総理大臣が任命することとしております。具体的な人選につきましては、公平中立な立場から制度全体の適切な運用を担保していただくことを基本として、法律の施行までに検討を進めてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 個人情報を同じように扱うほかの法律を参照しますと、例えば個人情報保護法では独立性が確保された個人情報保護委員会が置かれています。

個人情報保護法における個人情報保護委員会の人選に関し、個人情報保護法第六十三条第四項について教えてください。第四項について教えてください。

○政府参考人（中尾睦君）お答えいたします。

現行の個人情報保護法第六十三条の第四項でござりますけれども、委員長、委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者等が含まれるものとすることを規

定されているものと承知しております。

○吉川沙織君 本法案は、土地等利用状況審議会の委員の想定は、「法律、国際情勢、内外の社会

経済情勢、土地等の利用及び管理の動向等に関する優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する。」他方、独立性の高い個人情報を扱う個人情報保護委員会の人選は、個人情報保護

法第六十三条第四項にもって、今例示は幾つかしかおつしやいませんでしたけど、かなり細かく、一つ、二つ、三つ、四つ、五つ、六つ、例示が、どういう知識を持つていてる人かというふうに例示がされています。しかも、これは国会の同意を求めることがあります。

本法案では、政令や区域指定、基本方針など、法の内容の詳細について土地等利用状況審議会の意見を踏まえ決定されるという立て付けになります。審議会は法律の実際の運用に大きな影響を与える存在です。また、罰則にもつながる可能性のある勧告に当たっても審議会の意見聴取が行われることとされておりますことから、法律の適正な執行に当たって土地等利用状況審議会の役割は重要です。

この委員の任命について、本法案においても個人情報保護委員会並みの規定を設け、また国同意人事とすべきが、私は、もうこれだけ土地等利用状況審議会の意見を伺った上でという答弁が衆

議院段階でも何度も繰り返されている以上、そうすべきだと思うんですが、大臣、御感想があればお願いします。なければ結構です。

○国務大臣（小此木八郎君） 委員の任命についてですが、本法律の趣旨、目的に照らして内閣総理大臣が責任を持って判断するものとして、国会同意人事とはしておりません。

審議会の委員任命に当たっての国会の同意は、内閣から独立した機関、いわゆる三条委員会、公正取引委員会ですか国家公安委員会等がございますが、いわゆる八条委員会のうち、常勤の委員会がいるもの、行政処分に対する不服申立ての審査を行うものが一般的であり、本法案には適合しないと考えております。

○吉川沙織君 なぜせめて国会同意人事にすべきではないかと申し上げたかといいますと、衆議院段階で、何か決めるとなったら、何か質問があれば、土地等利用状況審議会の意見を伺った上で政令を決めます、勧告、命令決めます、区域指定やりますという答弁がありましたので、そこまでおっしゃるなら、法の適正な執行が最後そこにもじ仮に委ねてしまうことになるのであれば、せめて国会の関与が必要だという思いでお伺いいたしました。

本法案の具体的な内容は政令や基本方針に委ねられていくことが多いです。そもそも、

これまで取り上げてきましたとおり、実効性ある規制内容かとの懸念とともに、行政裁量の余地が余りにも大きいために、法律の適正な執行が確保されるのか疑念を払拭するには全く至っていません。本法案が原案どおり成立してしまった場合、適正な執行に当たって土地等利用状況審議会が果たすべき責任は非常に大きく、単なる追認機関となることがあつてはなりません。

大臣にお伺いいたします。

土地等利用状況審議会の役割に鑑み、審議会における議事は原則公開とし、透明性を確保すべきだと思います。また、有識者会議のような粗い粗い議事要旨ではなく、詳細な議事録公開をすべきですし、そうでなければ、立法府として、せめて議事録の公開がなければ行政監視を十全に果たすことができませんので、御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（小此木八郎君） 広く国会を含めまして国民の皆さんにも公開していくように努めてまいります。

○吉川沙織君 内閣官房、いかがですか。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。大臣からも御答弁させていただきましたけれども、できるだけ透明性を確保していくということです、先生の御指摘いただきました点も含めまして、審議会の運営の在り方、しっかりと検討させてい

ただきたいと考えてございます。

以上でござります。

○吉川沙織君 五月二十六日の衆議院内閣委員会で木村政府参考人はこう答弁されています。合っているかどうか、教えてください。

「可能な限り議事内容を公開したいと考えている」、これおっしゃっています。また、「審議内容を公開する場合におきましては、要約のみならず、議事録を公開することも検討してまいります。」と衆議院内閣委員会で答弁されていますけど、間違いありませんでしょうか。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。御指摘のとおりでございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 今、コロナ禍において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針分科会、これは議事録が一言一句公開をされています。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に関する国会報告が行われる場は議院運営委員会でございますが、その場で私自身も質疑に臨ませていただくときは、それらの議事録を拝読した上で臨んでいます。

今回の法案、仮に原案どおり成立してしまうようなることがあるならば、せめて、土地等利用状況審議会、これだけ繰り返し答弁されているのですから、議事内容、もちろん勧告や命令に当たる部

分は、五月二十六日の衆議院内閣委員会でも答弁されていますとおり、個人情報、対象者が含まれるので、そこは非公開とすることについては同意しますけれども、それ以外の議事内容については必ず一言一句議事録公開するということでおろしいでしようか。

○政府参考人（木村聰君） お答え申し上げます。議事内容、必ずしも今想定できない部分ございましょうけれども、大臣の御答弁を踏まえまして、できる限りの透明性確保ということで、議事録の取扱いについてもまたしっかりと検討させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 有識者会議の議事要旨が余りにも粗いものですから、ちょっと気になつて念を押させていただきました。

立法院は、内閣提出法案について条文を基に議論し、運用上の課題や懸念を払拭し、より良い行政運営につなげていく役割を担っています。しかしながら、これまで概観してきましたとおり、本法案は余りにも法律に書き込まれていないことが多過ぎるため、法律による行政の原理がないがしろにされています。本法案の必要性は理解します。だからこそ、条文に明記すべき項目は明記し、包括委任規定ではない形で法案の提出し直しを強く求めまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。